

2021年6月10日

株 主 各 位

神戸市中央区京町83番地

ケミプロ化成株式会社

代表取締役社長 兼 俊 寿 志

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書の書面郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、本総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに行ってくださいようお願い申し上げます。

【書面郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3頁～4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社が指定する議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否を入力してください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目9番1号
神戸国際会議場 5階 501号会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第40期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の
報酬枠設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（アドレス <http://www.chemipro.co.jp/>）に掲載いたしますのでご確認ください。

※代理人によって議決権の行使をされる場合には、①代理権を証する書面（委任状）及び②株主様ご本人の議決権行使書用紙のご提出が必要になります。（代理人は当社の議決権を有する株主に限ります。）

---

## 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第40期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

- ・議決権は、書面郵送又はインターネットによる行使をすることができますので、これらの行使方法を可能な限りご検討ください。 行使期限：2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで。
- ・株主総会へご出席をされる株主様、特にご高齢や基礎疾患がおりになる株主様又は妊娠中の株主様は慎重なご判断をお願い申し上げます。

### 2. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する役員及び運営係員は、マスクの着用、感染予防パネルなど感染予防対策を講じて対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良（発熱や咳など）と見受けられる方には、場合により入場をお控えいただきますので、予めご了承ください。

### 3. ご来場される株主様へ

- ・株主総会会場におきましては、原則として受付前で検温をさせていただきます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いいたします。

\*マスクをお持ちでない株主様は、受付にお申し出ください。また、受付前にアルコール消毒液を設置しております。

- ・会場内では、ソーシャルディスタンスの観点から当社で席を決めさせていただきます。ご着席いただきますので、ご協力をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更がある場合は、当社ホームページ（アドレス <http://www.chemipro.co.jp/>）にてお知らせいたします。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の書面郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。  
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、T L S暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木曜日）の午後5時30分まで入力できますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権を行使してください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

(1) 書面郵送(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使の内容として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減速した後、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、変異ウイルスの出現やワクチン接種の進捗への不安等から、引き続き感染拡大への警戒感は強く、今後の経済動向には予断を許す状況とはなっておりません。

米国経済は、企業業績の改善と個人消費の拡大から徐々に上向いてきたものの、欧州経済は停滞傾向が続いております。一方、中国経済は回復傾向を維持したものの力強さはなく、新興国経済も一進一退で推移しました。日本経済についても、海外経済の影響等もあり輸出の鈍化が依然として継続し、個人消費の落ち込みもあり厳しい環境となっております。

このような経済環境の中で、当社の属するファインケミカル業界につきましても不透明感は強く、加えて原材料の価格変動や供給不安また販売価格競争の継続もあり、売上・収益環境の厳しさに変化はありません。

具体的な当社の当事業年度における業績は、主力製品である紫外線吸収剤の売上高が大きく減収となり、電子材料や写真薬中間体等も減収となる一方で、受託製造製品等が相応に増収を確保したものの化学品事業全体では減収となりました。ホーム産業事業も、木材保存薬剤の販売は堅調であったものの、シロアリ駆除工事等が抑制されたことから減収となりました。売上高全体では、前年同期比10億42百万円減収の95億53百万円（前年同期比9.8%減）となりました。利益面については、受託製造製品等の積極的取り組みや経費圧縮等で減収の影響をおぎなったものの営業利益は3億49百万円（同9.8%減）、経常利益は営業外費用として生産休止費用を1億76百万円計上した結果1億10百万円（同31.6%減）となりました。税引前当期純利益につきましては、特別利益として土地売却益6百万円、保険解約返戻金43百万円、特別損失として訴訟関連損失4百万円、減損損失5百万円を計上したことから1億50百万円となりました。当期純利益につきましては、法人税、住民税及び事業税が8百万円、税効果会計における課税所得の見積り期間を拡大したことから法人税等調整額が△37百万円となり1億80百万円（同98.5%増）となりました。

以下に各事業の概要をご報告いたします。

(化学品事業)

当事業年度の売上高は、主力製品である紫外線吸収剤が前年同期比9億63百万円減の52億94百万円（前年同期比15.4%減）となったことに加えて、電子材料が同1億59百万円減の2億16百万円（同42.4%減）、写真薬中間体が同1億28百万円減の1億57百万円（同44.9%減）となり、受託製造製品が同2億14百万円増の21億23百万円（同11.2%増）、製紙用薬剤が同35百万円増の3億9百万円（同13.1%増）、酸化防止剤が同3百万円増の3億66百万円（同0.8%増）であったものの、全体では同10億1百万円減の85億31百万円（同10.5%減）となりました。

(ホーム産業事業)

当事業年度の売上高は、木材保存薬剤の売上高が前年同期比9百万円増の8億70百万円（前年同期比1.1%増）となる一方で、その他が同50百万円減の1億51百万円（同25.2%減）となったことから、全体では同41百万円減の10億21百万円（同3.9%減）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、6億82百万円でした。主な内訳は、相生工場の対応品目拡充に伴う工事代金1億82百万円、相生工場のガスコージェネレーション設備導入に伴う工事代金2億6百万円の他、既存設備の更新工事などによるものであります。

なお、設備投資につきましては、自己資金及びリースによりまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分        | 第 37 期<br>(2017.4.1~2018.3.31) | 第 38 期<br>(2018.4.1~2019.3.31) | 第 39 期<br>(2019.4.1~2020.3.31) | 第40期(当事業年度)<br>(2020.4.1~2021.3.31) |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高      | 9,317,009                      | 9,373,308                      | 10,596,125                     | 9,553,323                           |
| 経 常 利 益    | 274,124                        | 79,496                         | 161,951                        | 110,825                             |
| 当 期 純 利 益  | 192,039                        | 63,010                         | 90,767                         | 180,156                             |
| 1株当たり当期純利益 | 11円72銭                         | 3円85銭                          | 5円54銭                          | 10円98銭                              |
| 総 資 産      | 14,517,369                     | 13,946,167                     | 13,776,942                     | 13,643,629                          |
| 純 資 産      | 4,336,996                      | 4,334,076                      | 4,360,249                      | 4,525,184                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）を第38期の期首から適用しており、第37期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 対処すべき課題

世界経済は、不安定ながら緩やかな回復基調にはありますが、変異ウイルスの出現やワクチン接種の進捗への不安に加えて地政学的リスク等もあり、極めて不透明な環境におかれており、日本経済についても同様であります。

このように極めて流動的な環境下にはありますが、次期（2022年3月期）の通期業績につきましては、売上高においては、当社主力製品である紫外線吸収剤などのプラスチック添加剤の新規製品も含めた更なる販売強化、品目拡充に注力して成果を出してきた受託製造製品等の事業を更に伸長させ、93億円（注）を見込んでおります。一方、利益面につきましては売上高の実質的な増加（注）や利益率の高い製品の売上比率を高めることで営業利益3億60百万円、経常利益1億50百万円、当期純利益1億円となる予想であります。

なお、当社としての事業拡大・維持のバックボーンである従業員等の感染症対策や健康維持、及び管理には細心の注意をはらっており、前事業年度からテレワークや時差出勤など考えられうる制度導入等を行っております。

注：2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）等を適用する影響により2022年3月期の業績予想における売上高は、従来に比べ約8億円の減少を見込んでおります。

今後当社といたしましては、引き続きグローバルな販売強化と付加価値の高いビジネスを積極的に展開することにより収益の拡大に努め、生産性向上及び改善など利益体質の改善に向けた経営戦略の実現により、適切な利益の確保を行い、安定した配当の継続と内部留保の充実を図ってまいります。また、グローバル化に対応すべく、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。加えて、適正在庫などによる財源確保により、有利子負債の圧縮に努め、財務体質の健全化と自己資本利益率の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

有機化学工業薬品（紫外線吸収剤、写真薬中間体、電子材料、製紙用薬剤、酸化防止剤、木材保存薬剤等の製品）の製造販売

(5) 部門別売上高の概況 (2021年3月31日現在)

(単位：千円、%)

| 事業別     | 品目     | 第38期<br>(2018.4.1~2019.3.31) |       | 第39期<br>(2019.4.1~2020.3.31) |       | 第40期(当事業年度)<br>(2020.4.1~2021.3.31) |       |
|---------|--------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
|         |        | 金額                           | 構成比   | 金額                           | 構成比   | 金額                                  | 構成比   |
| 化学品事業   | 紫外線吸収剤 | 5,062,169                    | 54.0  | 6,257,664                    | 59.1  | 5,294,505                           | 55.4  |
|         | 酸化防止剤  | 409,426                      | 4.4   | 363,638                      | 3.4   | 366,720                             | 3.8   |
|         | 製紙用薬剤  | 213,697                      | 2.3   | 273,340                      | 2.6   | 309,024                             | 3.2   |
|         | 写真薬中間体 | 406,128                      | 4.3   | 286,360                      | 2.7   | 157,685                             | 1.7   |
|         | 電子材料   | 221,133                      | 2.4   | 375,401                      | 3.5   | 216,386                             | 2.3   |
|         | 受託製造製品 | 1,952,875                    | 20.8  | 1,909,145                    | 18.0  | 2,123,460                           | 22.2  |
|         | その他    | 99,372                       | 1.1   | 67,898                       | 0.6   | 64,092                              | 0.7   |
|         | (小計)   | 8,364,800                    | 89.2  | 9,533,449                    | 90.0  | 8,531,875                           | 89.3  |
| ホーム産業事業 | 木材保存薬剤 | 841,828                      | 9.0   | 860,475                      | 8.1   | 870,130                             | 9.1   |
|         | その他    | 166,681                      | 1.8   | 202,200                      | 1.9   | 151,317                             | 1.6   |
|         | (小計)   | 1,008,509                    | 10.8  | 1,062,675                    | 10.0  | 1,021,448                           | 10.7  |
| 合計      |        | 9,373,308                    | 100.0 | 10,596,125                   | 100.0 | 9,553,323                           | 100.0 |

- (注) 1. 数量については、同一品目の中でも種類が多く、かつ仕様も多岐にわたるため、記載を省略しております。  
2. 金額は、販売価格で表示しており、消費税等を含んでおりません。  
3. 主要品目は、事業毎に分類して表示しております。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

本社 神戸市中央区京町83番地  
研究所 相生、福島  
工場 明石、姫路、相生、大阪、福島  
営業所 大阪、福岡、関東（埼玉県川越市…2021年2月移転）



(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

| 従業員数    | 前期末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|----------|-------|--------|
| 238(7)名 | 6名減(3名増) | 41.6歳 | 13.8年  |

(注) 従業員数は就業員数で、従業員、嘱託、受入出向者を含んでおります。またパート及び派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 1,217百万円 |
| 株式会社みなと銀行   | 1,180    |
| 株式会社中国銀行    | 712      |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 618      |
| 株式会社りそな銀行   | 596      |
| 株式会社三井住友銀行  | 554      |

## 2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 16,623,613株  
(3) 株主数 3,574名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数     | 持株比率  |
|----------------|---------|-------|
| 株式会社ケアシステムズ    | 3,467千株 | 20.9% |
| 公益財団法人福岡直彦記念財団 | 2,791   | 16.9  |
| BASFジャパン株式会社   | 1,270   | 7.7   |
| ケミプロ化成取引先持株会   | 956     | 5.8   |
| 株式会社みなと銀行      | 593     | 3.6   |
| 日本証券金融株式会社     | 316     | 1.9   |
| 上田八木短資株式会社     | 210     | 1.3   |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 195     | 1.2   |
| 株式会社みずほ銀行      | 165     | 1.0   |
| 富士工業株式会社       | 160     | 1.0   |

(注) 上記のほか、当社が保有している自己株式が62,632株（0.4%）あります。

なお、自己株式には信託が保有する当社株式125,400株を含めておりません。

持株比率は自己株式数（62,632株）を控除し小数第2位を四捨五入して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

| 地位  | 株式数     | 交付を受けた者の人数 |
|-----|---------|------------|
| 取締役 | 52,800株 | 1名         |

(注) 上記記載は、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役  
に交付された株式数です。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担当又は重要な兼職の状況                                                            |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 兼 俊 寿 志   | 管理本部長<br>兼 コンプライアンス担当役員                                                 |
| 常務取締役     | 河 井 典 生   | 営業本部長 兼 購買部長                                                            |
| 常務取締役     | 赤 瀬 寿     | 生産本部長<br>兼 相生工場長 兼 明石工場長                                                |
| 取 締 役     | 金 子 勇 一   | 生産技術部統括本部長<br>兼 福島工場生産技術部長<br>兼 有機ELビジネス生産技術部長<br>兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 |
| 取 締 役     | 江 間 清 二   |                                                                         |
| 取 締 役     | 柳 雅 二     | 株式会社ショーケース 社外取締役<br>きらぼしライフデザイン証券株式会社<br>取締役会長                          |
| 取 締 役     | 寶 田 健 太 郎 | 宝田・寿原会計事務所 代表<br>スターライトコンサルティング株式<br>会社 代表取締役                           |
| 常 勤 監 査 役 | 清 水 俊 造   |                                                                         |
| 監 査 役     | 常 本 良 治   |                                                                         |
| 監 査 役     | 藤 田 健     | 藤田法律事務所 代表                                                              |
| 監 査 役     | 須 田 修 弘   | BASFジャパン株式会社<br>代表取締役副社長<br>ビジネスサービス統括本部長                               |

(注) 1. 当事業年度の取締役及び監査役の異動

##### ①就任

2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において、金子勇一氏が取締役に、須田修弘氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

##### ②退任

2020年6月26日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、取締役福岡直彦氏、監査役橋詰克己氏は任期満了により退任いたしました。

##### ③当事業年度の取締役の地位の異動

| 氏 名  | 新     | 旧   | 異動年月日     |
|------|-------|-----|-----------|
| 赤瀬 寿 | 常務取締役 | 取締役 | 2020年7月1日 |

2. 取締役江間清二氏、柳雅二氏、寶田健太郎氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届出ております。

3. 監査役常本良治氏、藤田健氏、須田修弘氏は社外監査役であり、常本良治氏及び藤田健氏を東京証券取引所に独立役員として届出ております。

4. 監査役常本良治氏は、公認会計士となる資格を有し、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役藤田健氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役須田修弘氏は、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者として財務経理他の管理部門に関する相当程度の知見を有しております。
7. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役及び執行役員

②保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

## (2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

| 区 分                | 支給人数       | 基本報酬                  | 業績連動報酬<br>(非金銭報酬) | 報酬等の総額                |
|--------------------|------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(3)  | 102,600千円<br>(10,800) | 6,655千円<br>(-)    | 109,255千円<br>(10,800) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(4)  | 19,200千円<br>(8,400)   | 一千円<br>(-)        | 19,200千円<br>(8,400)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 13名<br>(7) | 121,800千円<br>(19,200) | 6,655千円<br>(-)    | 128,455千円<br>(19,200) |

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名の基本報酬が含まれております。
2. 取締役の報酬の総額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、当事業年度末における役員株式給付規程に基づく当社株式の給付見込額 6,655千円が含まれております。
4. 業績連動報酬は、役員別ポイント数に第40期の期初に設定した経常利益目標額1億円の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定しております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

#### ① 基本報酬

取締役の報酬額は、1995年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。監査役の報酬額については、1997年6月27日開催の第16期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ② 業績連動報酬（非金銭報酬）

2014年6月26日開催の第33期定時株主総会の決議により、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイント相当の株式を給付する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。（社外取締役及び監査役は除く。）取締役へ付与されるポイント数は代表取締役およびその余の取締役の別に、役位別ポイント数に事業年度の期初に設定した経常利益目標額の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定いたします。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

（上記決定方針に関する決議を2021年2月度定時取締役会で決議済）

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬（株式給付信託）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型の株式報酬（株式給付信託）は、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントを付与する。取締役に付与するポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株で換算する。（社外取締役は対象外とする。）また、給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイントは、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを累積した数で確定し、株式給付を受ける時期は、原則として取締役退任時とする。

- ④ 金銭報酬の額、又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど金銭報酬の額及び業績連動報酬等の割合が多くなる設計とする。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会から一任を受けた代表取締役社長がその決定権限を有し、代表取締役社長と社外取締役との事前の意見交換及び取締役会の事後的な検証を前提に、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位や職務責任等を考慮して決定する。また、業績連動型の株式報酬（株式給付信託）については、役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイント相当の株式を給付する。

(委任を受けた者：代表取締役社長 兼俊 寿志)

委任された権限の内容：各取締役の報酬等の額の決定

委任理由：代表取締役社長は、各取締役の能力ならびに業務内容を適切に把握していることから各取締役の報酬等の額の決定において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に沿った決定ができるものと取締役会が判断したものであります。)

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 取締役柳雅二氏は、株式会社ショーケースの社外取締役及びきらぼライフデザイン証券株式会社 取締役会長を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ② 取締役寶田健太郎氏は、宝田・寿原会計事務所の代表及びスターライトコンサルティング株式会社 代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ③ 監査役藤田健氏は、藤田法律事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ④ 監査役須田修弘氏は、BASF ジャパン株式会社の代表取締役副社長であり、ビジネスサービス統括本部長を兼務しておりますが、同社は、化学品事業の主要取引先であり、当社の特定関係事業者であります。また、当社の主要取引先である同社は、当社の株主(所有株式 7.7%)であります。
- ⑤ 当事業年度における主な活動状況(社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
  - ・取締役江間清二氏は、当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、高度な組織運営経験等の専門的な見地から意見を述べております。
  - ・取締役柳雅二氏は、当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、証券市場に関わる深い見識と営業経験等の専門的な見地から意見を述べております。
  - ・取締役寶田健太郎氏は、当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、税務・会計に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - ・監査役常本良治氏は、当事業年度開催の取締役会18回の全て、及び監査役会8回の全てに出席し、公認会計士としての経験を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - ・監査役藤田健氏は、当事業年度開催の取締役会18回の全て、及び監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見を述べております。
  - ・監査役須田修弘氏は、当事業年度開催の取締役会18回中、就任後に開催された取締役会13回中12回に出席、及び監査役会8回中、就任後に開催された5回の全てに出席し、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者としての専門的な知識と幅広い経験から意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額        | 27,500千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員及び従業員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に従業員教育等を行う。

内部監査室は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置し、通報者に不利益が及ばない事を保証し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署において、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても、各組織、指揮命令系統、責任及び権限を報告する義務を設定し、企業集団全体を網羅的・統括的に管理する。

内部監査室は、当会社と同様に子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、特定の従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示を最優先して業務に従事するものとし、当該最優先業務に関しては取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を、必要に応じて適宜報告する体制を整備する。

内部監査室は、監査結果を適時、適切な方法で監査役に報告する。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口(ホットライン)への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

内部通報窓口(ホットライン)への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役より、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は請求等があったときは、その職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は請求の精算を行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

## (2) 内部統制のシステム運用状況

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を「コンプライアンス・マニュアル」小冊子として、すべての役職員に配布し教育訓練を実施しております。財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行い、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に意見交換会を通じて報告を行っております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で財務体質の強化を図りつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額及び株式数の表示単位未満は切り捨てて、また比率の表示桁数未満は四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	7,874,082	流動負債	5,970,489
現金及び預金	2,137,101	支払手形	63,515
受取手形	27,866	電子記録債権	377,703
売掛金	2,311,486	買掛金	700,298
商製品	20,810	短期借入金	2,850,000
製成品	1,891,799	1年内返済予定の長期借入金	1,279,100
半製品	708,124	リース債権	183,965
仕掛品	122,277	未払金	226,387
原材料	390,290	未払費用	147,745
貯蔵品	25,175	預り金	10,070
前払費用	63,360	前受収益	672
未収入金	132,186	賞与引当金	96,400
その他金	49,919	設備支払手形	1,408
貸倒引当金	△6,316	営業外電子記録債権	33,056
		その他	165
固定資産	5,769,547	固定負債	3,147,955
有形固定資産	5,404,031	長期借入金	2,030,000
建物	974,358	リース債権	562,873
構築物	147,603	退職給付引当金	491,716
機械及び装置	598,357	株式給引当金	17,968
車輛及び運搬具	195	その他	45,397
工具、器具及び備品	85,864		
土地	2,865,289	負債合計	9,118,444
リース資産	730,875		
建設仮勘定	1,489	[純資産の部]	
無形固定資産	9,119	株主資本	4,465,807
ソフトウェア	1,139	資本金	2,155,352
電話加入権	7,979	資本剰余金	1,052,567
投資その他の資産	356,396	資本準備金	1,052,562
投資有価証券	130,588	その他資本剰余金	5
関係会社株	10,800	利益剰余金	1,298,638
破産・更生債権等	15,624	その他利益剰余金	1,298,638
長期前払費用	22,563	繰越利益剰余金	1,298,638
敷料	17,597	自己株式	△40,751
繰延税金資産	112,869	評価・換算差額等	59,377
その他金	61,977	その他有価証券評価差額金	59,377
貸倒引当金	△15,624	純資産合計	4,525,184
資産合計	13,643,629	負債・純資産合計	13,643,629

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	9,243,204	9,553,323
商 品 売 上 高	310,118	
売 上 原 価	2,282,488	8,123,122
期首製品たな卸高	14,205	
期首商品たな卸高	261,058	
当期商品仕入高	△1,501	
他勘定振替高(注2)	7,479,481	
当期製品製造原価	10,035,732	
差 引 計	△1,891,799	
期末製品たな卸高	△20,810	
期末商品たな卸高		
売 上 総 利 益		
販売費及び一般管理費		1,081,062
営 業 利 益		349,138
営 業 外 収 益	5	30,689
受 取 配 当 金	4,391	
賃 貸 料 収 入	11,700	
営 業 外 費 用	14,592	269,002
雑 収 入	72,802	
支 払 利 息	5,452	
賃 貸 料 原 価	176,506	
生 産 休 止 費 用	14,240	
雑 損 失		
経 常 利 益		110,825
特 別 利 益	6,251	49,255
土 地 売 却 益	43,004	
保 険 解 約 返 戻 金		
特 別 損 失	4,000	9,107
訴 訟 関 連 損 失	5,107	
減 損 損 失		
税 引 前 当 期 純 利 益		150,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,162	△29,183
法 人 税 等 調 整 額	△37,345	
当 期 純 利 益		180,156

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 他勘定振替高は、販売費等振替高であります。

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	2,155,352	1,052,562	5	1,052,567	1,176,445	1,176,445	△51,399	4,332,966
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△57,963	△57,963		△57,963
当期純利益					180,156	180,156		180,156
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							10,648	10,648
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	122,192	122,192	10,647	132,840
当 期 末 残 高	2,155,352	1,052,562	5	1,052,567	1,298,638	1,298,638	△40,751	4,465,807

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	27,282	27,282	4,360,249
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△57,963
当期純利益			180,156
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			10,648
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	32,094	32,094	32,094
当期変動額合計	32,094	32,094	164,935
当 期 末 残 高	59,377	59,377	4,525,184

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・製品・半製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

③ 長期前払費用

均等償却

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付債務に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ④ 株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。(実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取り扱い」に準じた処理を適用しております。)

(4) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約取引
ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針 外貨建取引における為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 振当処理を採用しているため、有効性の評価は行っておりません。

- (5) 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 112,869千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく経常利益をベースに、各事業の過去実績や市場環境、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて課税所得を調整し、その発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は1年程度で概ね回復するとの仮定のもと、将来の課税所得に反映させております。

4. 貸借対照表注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	412,788千円
構築物	14,952千円
土地	2,818,515千円
投資有価証券	38,735千円
計	3,284,992千円

② 担保資産に対応する債務

短期借入金	1,665,000千円
長期借入金 (1年以内返済予定額含む)	1,206,750千円
計	2,871,750千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,805,168千円

(3) 関係会社に対する金銭債務 33,553千円

5. 損益計算書注記

(1) 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

関係会社との営業取引高

原材料仕入高 108,571千円

関係会社との営業取引以外の取引高 7,200千円

(2) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額 (△は戻入額)

売上原価 31,622千円

6. 株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	16,623,613株	一株	一株	16,623,613株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	240,830株	2株	52,800株	188,032株

(注) 1. 当事業年度増加株式数は単元未満株式の買取請求による取得であります。

2. 当事業年度減少株式数は株式給付信託(BBT)における退任取締役への自己株式の給付であります。

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式数には、信託に残存する自社の株式が当事業年度期首178,200株及び当事業年度末125,400株が含まれております。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月26日 定時株主総会	普通株式	57,963千円	利益剰余金	3円50銭	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(注) 2020年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金623千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月25日 開催予定 定時株主総会	普通株式	57,963千円	利益剰余金	3円50銭	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(注) 2021年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(旧資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))が保有する当社株式に対する配当金438千円が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	37,554千円
退職給付引当金	150,465千円
たな卸資産評価損	135,729千円
賞与引当金	29,498千円
その他	67,589千円
繰延税金資産小計	420,837千円
評価性引当額	△247,151千円
繰延税金資産合計	173,685千円

繰延税金負債

未収入金	36,989千円
その他有価証券評価差額金	22,982千円
その他	844千円
繰延税金負債合計	60,816千円
繰延税金資産の純額	112,869千円

8. 退職給付会計に関する注記

(1) 確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	491,716千円
退職給付引当金	491,716千円

※当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	51,751千円
確定拠出年金制度への要拠出額	22,241千円
退職給付費用合計	73,992千円

※当社は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、為替の変動リスクに関しては、為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」に記載されている「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金であります。

金融商品取引については取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、財務経理部が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,137,101千円	2,137,101千円	－千円
(2) 受取手形	27,866千円	27,866千円	－千円
(3) 売掛金	2,311,486千円	2,311,486千円	－千円
(4) 投資有価証券 その他有価証券	127,930千円	127,930千円	－千円
(5) 支払手形（*1）	64,923千円	64,923千円	－千円
(6) 電子記録債務（*1）	410,760千円	410,760千円	－千円
(7) 買掛金	700,298千円	700,298千円	－千円
(8) 短期借入金	2,850,000千円	2,850,000千円	－千円
(9) 未払金	226,387千円	226,387千円	－千円
(10) 長期借入金（*2）	3,309,100千円	3,306,944千円	△2,155千円
(11) リース債務（*2）	746,838千円	748,779千円	1,940千円

（*1）設備支払手形、営業外電子記録債務を含めております。

（*2）1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の外貨建売掛金は、為替予約の振当処理の対象とされており、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理しているため、その時価は売掛金の時価に含めて記載しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 電子記録債務、(7) 買掛金、(8) 短期借入金、(9) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	2,658千円
関係会社株式	10,800千円

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 275円33銭

(2) 1株当たり当期純利益 10円98銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度 125,400株)。また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度 146,520株)。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ケミプロ化成株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀内 計尚 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三井 孝晃 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケミプロ化成株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法等を確認し、検討した結果、有限責任 あずさ監査法人の報酬は相当であると会社法第399条第1項の同意をしております。

2021年5月20日

ケミプロ化成株式会社 監査役会

常勤監査役	清	水	俊	造	㊟
社外監査役	常	本	良	治	㊟
社外監査役	藤	田		健	㊟
社外監査役	須	田	修	弘	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで、財務体質の強化を図りつつ、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第40期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円50銭
配当総額 57,963,434円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2014年6月26日開催の第33期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号、以下、「改正法令」といいます。）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、改正法令の施行にともない要請される本制度で取得する株式数と原決議時点からの株価上昇等も勘案し本制度に抛出する金銭の増額についてもご承認をお願いするものであります。原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知13～14頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。本議案は、1995年6月29日開催の第14期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額3億円以内。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は4名です。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が抛出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

当社は、2015年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、40百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式198,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に1億円を上限として追加拠出を行います。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり115,500ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は577,500株となります。

(5) 取締役に給付される当社株式の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、115,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役が付与されるポイントは、下記（６）の当社株式の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役が付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（115,500株）の発行済株式総数（2021年３月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.70%です。

下記（６）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（６）当社株式の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び取締役として義務の違反があったことに起因して退任した場合は、この限りではありません。

（７）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以 上

メ

モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

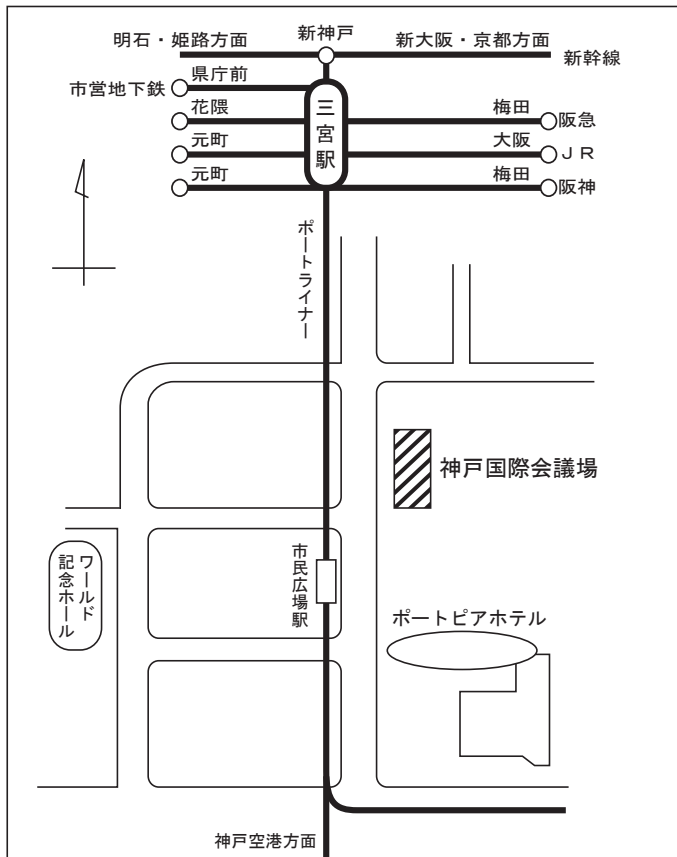
.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

神戸市中央区港島中町6丁目9番1号
神戸国際会議場 5階 501号会議室
電話 078-302-5200



※ JR線三ノ宮駅、阪急線及び阪神線神戸三宮駅よりポートライナー／市民広場駅下車 徒歩2分。